

# 福岡県公報

平成26年6月17日  
第3603号

## 目次

### 告示 (第543号 - 第549号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
  - 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
  - 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 2
  - 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 2
  - 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
  - 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 3
  - 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ..... 3
- ### 公 告
- 矢部川水系に係る河川整備計画 (河川課) ..... 3
  - 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) ..... 3
  - 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ..... 5
  - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 7
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 8
  - 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 8
  - 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 8
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 8
  - 建設業の許可の取消し (建築指導課) ..... 8
  - 宅地建物取引業者の免許の取消し (建築指導課) ..... 9

## 公安委員会

- 技能検定員審査の実施について (警察本部運転免許試験課) ..... 9
- ### 雑 報
- 退職手当支給制限処分公示 (教育庁教職員課) ..... 10
  - 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集の結果 (環境保全課) ..... 11

## 告 示

### 福岡県告示第543号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	本町新大川線	前	柳川市古賀258番16先から 柳川市古賀308番2先まで	5.5 ～ 7.5	224.0
			後	柳川市古賀258番16先から 柳川市古賀308番2先まで	6.3 ～ 11.2	224.0

### 福岡県告示第544号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田 川 副 線	前	柳川市沖端町126番先から 柳川市古賀258番16先まで	5.2 ～ 10.8	385.0
			後	柳川市沖端町126番先から 柳川市古賀258番16先まで	5.2 ～ 28.0	413.5
			後	柳川市沖端町126番先から 柳川市古賀258番16先まで	5.6 ～ 24.2	296.8

**福岡県告示第545号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年6月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和43年10月26日農林省告示第1695号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第546号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年6月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和45年6月23日農林省告示第835号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第547号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年6月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川上高屋字貝吹尾16の3、17の3、字大平18の2、犀川横瀬字へり山921の3（次の図に示す部分に限る。）、924の2、926の2、936の3
- 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第548号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年6月17日

福岡県知事 小川 洋

1 解除に係る保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川帆柱1043の5、1066の2

2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第549号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成26年6月17日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	166	嘉麻市大隈町418-3 嘉麻市交通安全協会 会長 宇野 孝道	嘉麻市大隈町418-3	平成26年 5月22日

旧

嘉麻市大隈町418-3  
嘉麻市交通安全協会  
会長 尾篋 利文

公 告

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「矢部川水系河川整備計画」を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川課、福岡県南筑後県土整備事務所及び福岡県八女県土整備事務所に備え置く。

平成26年6月17日

福岡県知事 小川 洋

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年6月17日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

ヘリコプター・テレビ・システム受信局（警察本部）賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者  
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
  - エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
  - イ 年間売上高
  - ウ 自己資本金
  - エ 流動比率
  - オ 経営年数
  - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
  - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
  - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
  - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
  - カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
  - キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
  - ク 営業概要表（様式第5号）
  - ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
  - コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
  - サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
  - シ 役員名簿（様式第9号）
  - ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
  - セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
  - ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
  - タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
  - チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができます。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年7月8日(火曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月17日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

ヘリコプター・テレビ・システム受信局(警察本部)賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成26年12月1日から平成36年11月30日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成25年1月福岡県告示第117号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成26年7月29日(火)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者



- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-641-4141 内線2237
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
平成26年6月17日（火）から平成26年7月28日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
平成26年7月29日（火）午後5時45分
- (3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時  
平成26年7月30日（水）午前11時00分
- 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税8%を含めた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
Automatic Pursuit Receiving Station for Helicopter Television
- (2) Time Limit of Tender  
5 : 45 PM on July 29, 2014
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka  
Prefectural Police Headquarters  
7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141 (Ext 2237)

#### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月17日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 申請のあった年月日

平成26年5月20日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人夢つむぎ
- (2) 代表者の氏名  
高田 猛
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市黄金二丁目4番8号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、社会就労を願う障害者に対して、就労支援に関する事業を行い、差別のない地域社会づくりに寄与することを目的とする。

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月17日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉麻市西郷字舟田863番1及び863番3、並びに光代字舟田863番2、865番1、865番3、889番1、889番2、891番3、891番7、891番14、並びにこれらの区域内の水路である市有地865番2の一部

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

嘉麻市西郷865番地1

宗教法人 西郷寺

代表役員 田中 了

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年6月17日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
大和干拓土地改良区	平成26年6月5日

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年6月17日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
筑後東部第2期土地改良区	平成26年6月5日

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年6月17日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン行橋

(2) 所在地 福岡県行橋市西宮市三丁目125番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年6月17日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 処分をした年月日

平成26年6月6日

## 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
日東開発株式会社	福岡県北九州市八幡西区 則松1-3-5	片岡 忠	平成24年4月2日 福岡県知事許可（般-24） 第101709号



## 3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

## 4 処分の原因となった事実

日東開発株式会社の代表取締役は、詐欺未遂罪及び詐欺罪により平成25年9月6日に福岡高等裁判所から懲役2年6月の判決を受け、同月21日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

## 公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成26年6月17日

福岡県知事 小川 洋

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事(5) 第12629号	日東開発株式会社 代表者 片岡 忠	北九州市八幡西区則松1-3-5

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第168号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成26年6月17日

福岡県公安委員会

## 1 審査の種類

技能検定員審査

## 2 審査に係る免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

## 3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
平成26年7月17日（木曜日） 午前9時から～午後5時まで	知識	福岡市中央区天神4-4-27号 天神第2ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成26年7月18日（金曜日） 午前9時から～午後3時まで			
平成26年7月22日（火曜日） 午前9時から～午後5時まで	技能	大野城市山田3-12-1 西鉄自動車学校	大型・中型 大自二 普自二 大特・牽引 大型二種 中型二種
平成26年7月24日（木曜日） 午前9時から～午後5時まで			糟屋郡志免町王子1-28-16 博多の森ドライビングスクール

## 4 審査の申請手続等及び受付期間

## (1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く）に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部交通部運転免許試験課（以下「運転免許試験課」という。）へ提出すること。

審査に係る免許の種類	手数料の額
大型、中型	23,500円
普通	19,650円
大自二、普自二、大特、牽引	14,500円
大型二種、中型二種、普通二種	21,850円

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、告示の日から平成26年7月7日（月曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、告示の日から平成26年7月7日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

- (1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (2) 審査を受ける場合は運転免許証（仮運転免許証を除く）を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に対して行うこと。

## 雑 報

福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和38年3月30日福岡県条例第27号。以下、「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の支給制限処分を行ったが、当該処分を受けるべき者の所在が知れないので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年6月17日

北九州市教育委員会

1 被処分者（退職時の所属・職）

篠村 俊介（北九州市立石峯中学校・主事）

2 処分者

北九州市教育委員会

3 処分の内容

(1) 処分日

平成26年5月9日

(2) 処分の内容

条例第12条第1項第1号の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分として、以下の金額を支払わないこととする。

金89,888円

処分前の一般の退職手当等の額 89,888円

処分後に支払われる一般の退職手当等の額 0円

(3) 支給制限処分の理由

条例第12条第1項第1号該当

(4) 条例第12条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明

該当なし

4 被処分者の勤続期間等

(1) 採用年月日 平成25年4月1日

(2) 退職年月日 平成26年7月2日

(3) 勤続期間 1年3月

(4) 退職時の給料月額 172,200円（行政職1級25号給）

5 教示

(1) この処分についての不服申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、平成26年7月2日（処分があったことを知った日の翌日が平成26年7月2日より早い場合にあつては当該処分のあったことを知った日の翌日）から起算して60日以内に北九州市長に対してすることができる。

(2) この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、平成26年7月2日（処分があったことを知った日の翌日が平成26年7月2日より早い場合にあつては当該処分のあったことを知った日の翌日）から起算して6か月以内に北九州市を被告として（被告を代表する者は北九州市教育委員会）提起することができる（なお、平成26年7月2日（処分があったことを知った日の翌日が平成26年7月2日より早

い場合にあっては当該処分があったことを知った日の翌日) から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、平成26年7月2日(処分があったことを知った日の翌日が平成26年7月2日より早い場合にあっては当該処分があったことを知った日の翌日) から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

#### 福岡県環境審議会公告

大牟田市内河川に係る水質環境基準の類型指定見直しについて、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱(平成12年2月29日11行改推第92号)第2条第1項の規定により、平成26年5月2日から平成26年5月16日までの間、意見を募集しました。

その結果、意見の提出はなく、原案どおり平成26年6月3日に答申しましたので、同要綱第8条の規定により公表します。

平成26年6月17日

福岡県環境審議会 会長 浅野直人